調査のあらましと利用上の注意

1　調査の目的

この調査は，学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。
（基幹統計調査）

2　調査の範囲

(1) 学校調査･････････････幼稚園, 幼保連携型認定こども園, 小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学，短期大学，高等専門学校，専修学校及び各種学校

(2) 卒業後の状況調査････中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の中学部・高等部の卒業者，大学，短期大学及び高等専門学校の卒業者

3　調査事項

(1)　学校調査

ア　学校の名称，種別及び所在地
イ　学校の特性に関する事項
ウ　学部，学科，課程又は学級に関する事項
エ　教員及び職員の数
オ　児童，生徒，学生又は幼児の在籍状況及び出席状況
カ　児童，生徒，学生又は幼児の入学，卒業及び転出入の状況

(2)　卒業後の状況調査

ア　学校の名称，種別及び所在地
イ　学校の特性に関する事項
ウ　卒業者の卒業時における所属に関する事項
エ　卒業者の進学，就職等の状況

4　調査の実施時期

(1)　学校調査･････････････令和元年５月１日現在

(2)　卒業後の状況調査････平成 30 年度間の卒業者（高等学校，中等教育学校及び特別支援学校の高等部にあっては, 平成 29 年度以前の卒業者で上級の学校に入学を志願した者を含む。）について，令和元年５月１日現在

5　利用上の注意

(1)　区別学校数，生徒数等にあっては，学校本部所在地の区分によった。

(2)　複数の市町にわたる大学等にあっては，神戸市内に本部を置くものを掲載した。
ただし，学生数については，神戸市内の学部等の学生数を掲載した。

(3)　この報告書に用いた用語のうち注意を要するものは次のとおりである。

ア　設置者とは，国立，公立，私立の区分をいう。なお，国立の学校には，国立大学法人の設置する学校を，公立の学校には，公立大学法人の設置する学校をそれぞれ含む。
イ　学校数には分校及び休校中の学校を含む。
ウ　特別支援学級とは，学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童・生徒で編成されている学級をいう。